

2014年11月19日

全国私立学校教職員組合連合（全国私教連）

中央執行委員長 永島 民男

全国私教連 事務・現業職員全国連絡会

代表世話人 石井 恵子

制度見直しに伴う就学支援金・奨学給付金の申請・給付事務の問題点と未申請世帯に関する調査結果について

1. 調査の目的

今年4月の新入生から就学支援金制度が見直され、所得制限の導入と低所得世帯への加算、「奨学のための給付金（奨学給付金）」が制度化され、それに伴い自治体独自の授業料減免制度の見直しが行われました。その結果、旧制度が適用される2～3年生と、新制度が適用される新入生、更に都道府県独自の授業料減免制度、新入生から開始された「奨学給付金」の申請と給付事務手続きが混在する初年度となりました。

今年度の申請、給付事務がひと段落する11月末を迎えるにあたって、就学支援金、奨学給付金の申請・給付に関して私立高校の学校現場でどのようなことが起きているのか、それに対して各学園ではどう対処したのか、来年度以降に向けてどう改善したらいいか、下記の項目で、全国私教連加盟組合（全国の私立高校組織）の事務職員（窓口で担当した職員）に一斉アンケートをお願いし、回答がまとまりましたので発表します。

2. 調査の方法と調査期間

- ① 調査方法…調査用紙（別紙）を加盟組合（高校590組合）に送り、全国私教連本部へFAXで送信する形で回収しました。
- ② 調査期間…2014年10月10日～11月10日の1ヶ月

3. 調査結果

（1）26都道府県193校から回答がありました。

- ① 回答のあった私立高校（中高一貫校を含む）は、北海道、青森県、岩手県、山形県、宮城県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、長野県、新潟県、石川県、愛知県、岐阜県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、山口県、香川県、福岡県、佐賀県の26都道府県の193校です。
- ② 問題点や改善点について質問した「1（別紙）」については回答した189校中164校、「2（同）」については95校中86校、「3（同）」については86校中69校が問題点と改善の方向について回答しており、1・2・3のすべての項目で「特になし」と回答した高校は4校のみでした。

「1」の回答数が多かったのは「2」以降が進行中の「奨学給付金」事務作業の途中であり、作業の見通しがついた就学支援金、県減免事業の改善点のほうが書き込みやすかったためと思われます。

| | 県名 | アンケート回答校数 |
|----|------|-----------|
| 1 | 北海道 | 2 |
| 2 | 青森県 | 4 |
| 3 | 岩手県 | 5 |
| 4 | 山形県 | 8 |
| 5 | 宮城県 | 5 |
| 6 | 茨城県 | 10 |
| 7 | 栃木県 | 12 |
| 8 | 埼玉県 | 5 |
| 9 | 千葉県 | 14 |
| 10 | 東京都 | 21 |
| 11 | 神奈川県 | 27 |
| 12 | 長野県 | 13 |
| 13 | 新潟県 | 14 |
| 14 | 石川県 | 1 |
| 15 | 愛知県 | 10 |
| 16 | 岐阜県 | 1 |
| 17 | 滋賀県 | 3 |
| 18 | 京都府 | 4 |
| 19 | 大阪府 | 5 |
| 20 | 兵庫 | 7 |
| 21 | 岡山 | 3 |
| 22 | 広島 | 5 |
| 23 | 山口 | 2 |
| 24 | 香川 | 2 |
| 25 | 福岡 | 9 |
| 26 | 佐賀 | 1 |
| | 合計 | 193 |

(2) 「国の就学支援金」「都の授業料減免」「奨学給付金」の説明会・申請から給付に至る流れが複雑で分かりにくい制度になっています。東京都の給付までの手続きを時系列でみると以下の通りです。

新入生・東京都

- ① 学校職員対象の「高等学校等就学支援金」についての説明会（東京都主催、3月4日）
- ② 「高等学校等就学支援金」について、学校から保護者へ説明文書の配布と学校からの説明会の開催（3月・新入生オリエンテーション等）
- ③ 保護者が平成24年度課税証明書または生活保護受給証明書を添付した「高等学校等就学支援金受給資格認定申請書Ⅰ」を、各高等学校を通して「東京都私学就学支援金センター」へ提出（4月の学校が定める日）
- ④ ③にもとづく4月～6月の「高等学校等就学支援金」の金額の決定（6月）、各学校が代理受給（11月）
- ⑤ 保護者が平成25年度課税証明書または生活保護受給証明書を添付した「高等学校等就学支援金受給資格認定申請書Ⅱ」を、各高等学校を通して「東京都私学就学支援金センター」へ提出（6～7月の学校が定める日）
- ⑥ 保護者が平成25年度課税証明書（⑤のコピー可）または生活保護受給証明書、住民票を添付した「東京都私立学校等授業料軽減助成金交付申請書」を、各高等学校を通して「東京都私学就学支援金センター」へ提出（6月25日～7月28日）
- ⑦ 学校職員対象の「私立学校等奨学給付金」についての説明会（東京都主催、7月17日）
- ⑧ 保護者が平成25年度課税証明書（⑤のコピー可）または生活保護受給証明書、住民票（⑥のコピー可）、指定の在学証明書、23歳未満の扶養者保険証の写しを添付した「私立学校等奨学給付金」申請用紙（申請書は学校又は私学財団のホームページから保護者が入手）「東京都私学就学支援金センター」へ提出（9月16日～10月31日）
- ⑨ ⑤にもとづく平成26年7月～平成27年6月までの「高等学校等就学支援金」の金額の決定と代理受給（11月）
- ⑩ ⑥にもとづく「東京都授業料軽減補助金」の保護者口座への振込（11月末）
- ⑪ ④と⑨にもとづいて各学校による授業料減免（減額徴収または還付）の実施（12月～3月）
- ⑫ 「私立学校等奨学給付金」の決定通知書の各家庭への通知（2月上旬）
- ⑬ 「私立学校等奨学給付金」の各家庭口座へ振込（2月中旬）

以上をまとめると東京都の場合

| 各制度 | 申請月 | 必要書類 | 給付の時期 |
|---------|-------|---|-------------------|
| 国の就学支援金 | 4月 | 24年度分課税証明書、生保証明書 | 学校へ（授業料相殺・還付） |
| | 6・7月 | 25年度分課税証明書、生保証明書 | 学校へ（授業料相殺・還付） |
| 都の授業料助成 | 6・7月 | 25年度分課税証明書（コピー可） 住民票、生保証明書 | 11月末に保護者の口座に振込まれる |
| 奨学給付金 | 9・10月 | 25年度分課税証明書（コピー可） 住民票（コピー可） 在学証明書（指定用紙） 23歳以下の扶養者保険証の写し | 2月中旬に保護者の口座に振込まれる |

- ・現在は⑧の段階で、授業料の還付をする学校では、現段階では、保護者が制度を実感するものになっていない。
- ・これに、2～3年生の「高等学校等就学支援金」の申請、代理受給、授業料減額徴収または還付の事務作業が加わる。
- ・以上のように東京都では「国の就学支援金」「都の授業料助成」「奨学給付金」の保護者への案内文書は3冊のパンフレットが別々に作成され配付されますが、他の自治体では、例えば埼玉県の場合、「国の就学支援金」と「埼玉県の授業料補助」が一体となって「埼玉県補助金 授業料軽減補助のお知らせ」の県発行のパンフレットが配布され、加えて「奨学給付金」の案内パンフレットがそれぞれ学校を通して配付されます。北海道では私学中高協会がこの3つの制度についてカラー刷りのパンフレットを出している自治体もあります。
- ・また、神奈川県や千葉県のように、自治体がデータを各学校に送り、学校ごとに校名を入れて印刷し配布する自治体もあります。
- ・何れの場合も詳しい制度の案内（年度末減免か還付かなど）は各学校からの文書で案内されます。
- ・事務作業の一括管理（申請書類のチェック、認定、給付）については、今年度の場合、東京都は「東京都就学支援金センター」、愛知県は「愛知県私学振興事業財団」に委託して行っており、大阪府では各学校から事務職員が出向してセンターをつくり行政とともに事務作業を行い、その他の自治体では学校と自治体の担当部局が事務手続きを行っています。

（3）アンケートの各質問事項に対する担当者からの回答

「1. 今年度の国の就学支援金・自治体の減免事業見直しで生じた申請・給付事務の問題点と今後の改善点について具体的にお書きください。」

【記入事例】

1. 北海道B校：入学生の全員について、所得課税証明書を提出させなければならなくなり、事務職の方々の仕事量が膨大に増えました。
2. 青森C校：交付決定通知など事務作業が煩雑で、送料などの経費負担も大きい。
3. 岩手C校：新制度で拡充された低所得加算について、保護者は理解困難である→一部の保護者から「母親たちの間で、私学の授業料が安くなっていると噂になっている」と窓口でいわれたことがある。ただ、複数の補助制度がさまざまなタイミングで周知されることもあり、保護者が混乱して、制度恩恵を実感がたくなっているのではないか。
4. 岩手D校：事務処理の負担層は、ある程度やむをえないと思われる。しかし、所得制限が設けられたことにより、所得確認作業がほぼ全世帯に及ぶことになり、事務時間が大幅に増えることになった。また、世帯の家庭環境がつぶさに見て取れ、特にひとり世帯の受給申請においては、離婚、死別、事例発生日月などの記載が要求されており、個人情報簡単に知りえる問題が挙げられる。
5. 宮城B校：新入生からは基本的全生徒から資料を提出してもらう必要があり、それに伴う申請事務手続きの増加と、保護者への説明が煩雑になった。

6. 宮城C校：いい制度なので、4～6月と7～6月という年2回のやり方を変えてほしい。家庭にも関わる制度にしてほしい。事務料と人件費振込み料を負担してほしい。
7. 宮城D校：アップデートの順番を誤ると、システム運用ができない。また、被災減免は2014年度で終了予定であるが、宮城県より2015年度も実施する旨の連絡があった。対象になる家庭の条件に変更があるようにも聞いているが、2015年度実施のためには、制度の実施要綱を今年度2月ごろまでに正式な案内をいただきたい。
8. 栃木A校：今年度から制度が変わり、対象者だけでよかったものが全員から回収に変更になり、さらに支給パターンが増えて申請者資料の回収、資料のまとめ、資料の発送、確認、読み合わせ、登録など今までよりかなり時間を要している。
9. 栃木D校：学校が多くの保護者世帯の課税証明書を徴収することにより、重要な個人情報の管理責任が重くなった。複雑化したため、間違えるリスクも高まった。制度の簡素化による事務負担の軽減を願いたい。
10. 栃木H校：就学支援金につき、全世帯から課税証明書の提出を求めることになり、事務負担が増えた。
11. 茨城A校：県の対応が遅い（認定・交付決定・支援金支給など）。県へ必要書類を提出してから数ヶ月経って通知等が送付されてくる。例えば、4月の認定申請については、決定通知が来たのが6月下旬であり、実際の支援金支給については8月末であった。
12. 茨城G校：生徒全員についての所得確認が必要となり、事務処理上困難を極めている。
13. 埼玉B校：東京都のように支援センターをつくって、埼玉県で業務をおこなってほしいです。
14. 埼玉C校：国県ともに所得制限のない制度で無償化していただきたい。国のシステム入力の不具合から、学校での入力ができなくなり、大変混乱した。
15. 埼玉E校：申請事務について、ひとり親世帯の確認等で、別居中、調停中の家庭や、該当外で受給できない保護者に責められたりする。
16. 千葉C校：東京都のように「就学支援金事務センター」を開設し、「受給認定資格」や「支援学決定通知」など各種通知を一括して作成し、管理していただきたい。
17. 千葉D校：就学支援金が増えた分は、そもそも千葉県の授業料減免制度で受けられていたものが就学支援金に成り変わっただけで、保護者のもらえる額が旧制度と変わらない家庭も多くあります。
18. 千葉J校：①一般にわかりやすい制度化とその周知（制度の内容についての質問が多い）。②各種支援制度の統合（複数の制度があるため、質問が多い）。③取り扱いシステムの統一化。
19. 千葉N校：提出書類（課税証明書、保険証等）の個人情報の取り扱いについて、注意（厳守）が必要であるため、アルバイトの雇用は難しい面がある。
20. 東京A校：申請書を2回に分けて回収しなければならないことや、学校の代理申請ができなくなったことで、申請に手間も時間もかかり、受給条件に該当している人全員から申請されているか確認が難しい。就学支援金は時期的に東京と授業料減免助成と混同される方が多く、どちらの制度の事か保護者本人もわからずに質問しているケースが何件もあった。
21. 東京B校：最終的に給付額が決まってくるのが遅くなるので、真に給付を必要とする家庭にとっては制度の後退であるように感じる。一律給付を復活すべき。
22. 東京C校：支援金も子ども手当てなどのように、学校を通さないほうがよい。保護者との関係

が気まづくなることがある。

23. 東京E校：文章が非常にわかりにくい。支援金周知文書をそのまま渡しても、保護者の理解は得られない。各担当がわかりやすく手を加えなければならない。読み取りにくい文章ゆえに、本当に必要な人が手続きでわかりにくく申請しない。事情があり両親でなく祖父母家庭で養育されている場合や父の扶養になっているが別居していて母親と暮らしている、母親が外国人で父が多忙など家庭の事情はさまざま・・・。
24. 東京F校：支援金の受給制限のある家庭で、少なくとも2件の未申請があった。
25. 東京H校：提出する書類が同じなので、支援金、奨学給付金、軽減助成金を一括で管理してほしい。
26. 東京M校：国と地方自治体で情報を共有していただき、事務手続き回数をできる限り減らしてほしいです。
27. 東京N校：東京都においては、「就学支援金」「授業料軽減助成」「奨学給付金」など同時期にさまざまな給付金の申請を受け付けているが、なるべくまとめられるものはまとめるなどしていただくと、もう少しわかりやすくなるのではないか。
28. 東京U校：①生徒間において、各家庭の経済格差を認識してしまう場面が生じかねない。（対象となる家庭とならない家庭が見えてしまう）②最終的に給付額の決定が遅い。結果、年額の要納金額を予め差し引いた額を保護者に請求できない。つまり、保護者は支給額がいくらになるのか不明なまま支給金分を立て替えた形で納入することになる。
29. 東京V校：①申請書類Ⅰ・Ⅱの回収が万全にできない。Ⅰを提出したが、Ⅱを提出しない（連絡なし）生徒が数名いた。②申請者のみが支援金番号を持っているため、来年度以降、新たに申請した生徒は学年が違っていても頭の番号が同じになるため、わかりづらい。③転入・退学など支援金番号がある生徒かどうかで、報告の必要性の有無が決まるため、確認作業が面倒。
30. 神奈川D校：保護者が高1と高3の生徒を抱えている場合、新制度（就学支援金）適用の高1について就学支援金制度の内容に大きな変更があったため、保護者が困惑されるケースがありました。
31. 神奈川F校：7月以降分につき、初めて申請者と4～6月に引き続き申請者との申請書類が異なるのは無駄な配布や確認作業が伴い、学校のみならず保護者も混乱する。
32. 神奈川M校：新旧両制度併用に伴う申請の煩雑さ、システムの相次ぐバージョンアップ、Windows8への非対応など、本当に難処しております。
33. 神奈川R校：似て異なる2つの制度の共存が2年間続きます。これまでも国の支援金、県の補助金を合わせ900人の支給者がいたところ、今年度は1000人近い申請を提出しました。申請希望者（申請書を提出したが、基準外の方も含む）は軽く1200人を超えました。
34. 神奈川S校：旧就学支援金制度の一律分については全員が対象で、授業料から一律分を差し引いた額を徴収しており、就学支援金相当額の返金は生じなかったが、新就学支援金制度については全員対象ではなく、かつ支給金額も申請者ごとに異なり、授業料から差し引いて徴収することができなくなった。したがって、申請者個々に就学支援金相当額を返金（銀行振込）することになり、振込手続きにおける人的業務の増大および振込手数料の学校負担等、業務経費の学校負担が増大した。金銭的負担額は旧制度の5倍以上。よって就学支援金事務費交付金の増額を要する。

35. 長野B校：各校で保護者への案内通知を作成する必要があることから、制度内容を明確にした上で、5月半ばくらいまでに説明会を開催してほしい。
36. 長野C校：学年別で申請方法が異なり、保護者への連絡も数回あり、そのつど説明文をつけて混乱、提出書類回収も大変。プライバシー保護といわれる中、保護者の一人親の状況調査等わざわざ複雑にせず、生徒はみな同じのもと、全員一律にと強く願います。
37. 新潟M校：2,3年生と1年生の就学支援が違うため、煩雑な業務で人手不足とで、心身ともに疲労が重なり大変である。国は私立高校に無料で授業料を受けられるようにしてほしい。過労死するかもしれない。
38. 滋賀A校：最初に申請書類（4月）、それが通れば収入状況届（7月）、4月に申請しなかった人は7月に申請書類を出すなど、書類の出し方だけをとっても旧制度に比べて複雑であり混乱している。就学支援金のチラシと申請用紙については、今までは自治体が印刷して配布されていたが、今年から各学校で刷ってくださいと原稿をメールで送られた。またこの印刷にかかる費用については、事務費の請求内容には入らないとのことである。学校としては、特に新制度と旧制度両方の兄弟を本校に通わせている保護者が混乱しないよう書類がまぎれないよう、説明文を色違いの用紙で印刷した。
39. 滋賀C校：就学支援金の収入状況で出てきた課税証明書と減免措置で出てきた課税証明書の市町村民税が違う。収入状況時は700円の課税だったのが、減免では0円。寡婦記載があるのかないのかの違いでした。
40. 兵庫A校：旧制度では一律分を授業料と相殺していたため、加算分のみ対象者へ支払っていたが、新制度は相殺がしにくいため、国からの給付が学校にあるごとに対象者に支払ったことで、基礎分、加算分がばらばらに振り込まれ、対象者が混乱してしまった。
41. 兵庫F校：所得確認の作業が重い負担となっている。支援金の給付時期が遅い。
42. 岡山C校：旧制度では加算申請する場合のみ所得証明書を提出してもらっていたが、新制度では基本的には全員に所得証明書を提出してもらう必要があり、催促の手間が増えた。保護者に所得証明書を平日に何度も取りに生かせるのは心苦しい。
43. 広島A校：特殊なケース（外国籍の方の戸籍が取れない、保護者の行方不明やDV、保護者の戸籍の問題など）も多く、プライバシーに関わるデリケートな部分に学校がかかわらなくてはならない。
44. 広島D校：これまでは遅れて申請した場合、翌月から受給できていたが、今回からの就学支援金に関する法令？により、一度資格認定を受けたものは7月分からの申請期限に申請しなかった場合、翌年の7月分からの申請まで受けられないことになり、申請書の全員回収に気を遣う。
45. 香川A校：県の授業料軽減は支給基準と同じ変更になったので、わかりやすく助かった。
46. 福岡C校：各学校の事務作業が煩雑である。学校を経由するが、県で取り扱うようにしてほしい。
47. 福岡E校：所得制限を設けたことにより、すべての生徒の保護者に対して所得を証明する書類を提出させなければならず、またそれを確認するなどの事務処理作業が膨大になってしまった。事務手続きの問題ではなく、所得制限を設けることに賛成できません。

「2. 奨学のための給付金（奨学給付金）の申請・給付の事務手続きでの問題点と課題、改善点についてお気づきの点をお書きください。」

【記入事例】

1. 青森B校：「保護者が1人の場合・・・（理由）」の欄があり、離婚あるいは死別と記入されると思うが、ほとんどの保護者は無記入で提出。学校で生徒に聞いたり保護者に電話したりするのも躊躇われるので、削除してほしい。
2. 岩手C校：岩手県様式においては、寡婦世帯等について再度「保護者が1人である」旨を申請書に記載する必要があり、生徒・保護者からも不評があった。
3. 宮城A校：宮城県は8月上旬の提出期限を設けられた。奨学給付金受給資格については、7月からの就学支援金2.5倍加算が対象とされている。しかし提出期限の8月上旬では、国から就学支援金受給資格認定が決定していないため、課税証明書等の書類を担当者が確認し、奨学給付金に該当されることを想定しての提出をおこなった。万が一、2.5倍加算に認定しなかった場合には、奨学給付金に必要な提出書類が多いことから、保護者からのクレームが懸念されるため、奨学給付金の提出期限を再度検討してほしい。
4. 宮城D校：宮城県の奨学のための給付金担当は高等教育課、就学支援金担当は私学文書課である。奨学のための給付金は、就学支援金2.5倍加算が原則となるが、その担当する部署間の連携が取れていないことから、混乱を招く原因となっている。
5. 栃木H校：本校は全寮制で全国から生徒が来ているため、地方自治体ごとに申請様式も締切日もまちまちなのが、とても手間取った。全国的に統一してもらいたい。
6. 東京A校：東京都と神奈川県の間で周知文書が届いたが、受領要項が違っていたので、一斉周知が難しかった。神奈川県は生活保護世帯が修学旅行に参加することが条件になっていたが、東京都にはその要項はなく、学費の未納に関しての学校での事務処理も神奈川県には発生していた。
7. 神奈川F校：非課税世帯で15歳以上23歳未満の兄弟がいる場合、確認として健康保険証の写しを提出するが、国民健康保険被保険者証では扶養の判別ができない。この場合、神奈川県では「扶養申立書」を提出することになっている（他県でも同等の手続きの様子）が、このケースにおける審査がどのようになされるのか（判断基準がどのようなものか）疑問が残る。
8. 神奈川R校：「就学支援金」「学費補助金」「県の奨学金」の違いを理解している保護者が少ないという中、新しい制度の内容を周知させるのが困難。
9. 神奈川T校：授業料以外の教育費の補助のことだが、所得要件が一緒なので、就学支援金と制度の一本化をお願いしたい。他の補助金は県私学振興課なのに、これだけは県教育委員会なので、窓口も一本化してほしい。
10. 新潟D校：保護者の口座に直接給付では、未納学費の回収につながらない。また全日制と通信制の差が実態にそぐわない。
11. 京都A校：健康保険証の写しが全員必要になったため、指導がしやすくなったようです。
12. 大阪A校：保護者が直接都道府県へ申請するという制度は評価できますが、実際は保護者だけでは申請の仕方がわからず、学校がすべて目を通さなければなりませんでした。
13. 兵庫A校：就学支援金、授業料軽減、奨学給付金と3つとも該当する対象者は、申請時期が近いいため、どの書類を提出したかよくわからなくなっていた。
14. 岡山A校：「奨学」とついているところから、貸与する「奨学金」と勘違いする保護者が見受

けられた。生活保護世帯で、給付金をもらおうと受給に支障が出るのではないかと心配する世帯もあった。1年生の非課税世帯は、4月と6月に就学支援金と給付金減免補助金、9月に奨学給付金と3度に分けて申請をおこなう必要があり、保護者も理解しにくい様子だ。

15. 広島C校：プライバシーに触れることを聞くことについて、今のところトラブルはないが、「調査に協力しないのなら、お金は出ませんよ」ということになるわけで、これはいかなものだろうか。

16. 広島E校：奨学のための給付金について、学資者及び教員の認知度・認識度が極めて低い。

17. 福岡B校：中学校保護者が私立職員より先に情報を知っていて、問い合わせ時に困った。各自治体ごとの運用となっており、すでに提出期限終了している自治体もあった。

「3. 奨学給付金・各県減免制度、奨学給付金の未申請（結局申請しなかった）世帯の事例と対応についてお書きください。」

【記入事例】

1. 青森B校：内容がなかなか理解されなかったり、提出書類が集まらなかったりで、再三の催促を受ける人も何人かいる。周知の方法も生徒を通じたり、保護者へ直接郵送したりいろいろやっているが、限度がある。現在、奨学給付金で未申請の者が1名いる。
2. 青森C校：対象者からの申請がない保護者へ電話連絡をおこない、貸与型でなく給付型である説明をし、申請してもらった。
3. 岩手D校：本校では26年度新入生に対し入学前登校日、入学式後ガイダンスで複数回、直接保護者へ声かけをおこなったが、提出率が低く、結果数十人に電話連絡で催促をおこなった。年度ごとの申請や就学支援金制度そのものの重要性など、中学校3学年時にもアナウンスして、制度理解を早期に促す必要がある。
4. 山形G校：旧制度では、保護者が確定申告をおこなっていないために証明書が出せないケースがあるが、学校としては保護者に申告を促しているが、いまだ未申請。
5. 宮城D校：申請がなかった家庭には、担任より電話を入れた。最終的に辞退1名を除き、対象家庭はすべて申請した。辞退理由としては、他の援助も受けているので必要ありませんとのことだった。完全なる申請者主義のため、申請期日までに申請がされなかった場合は、お断りしている。
6. 栃木A校：再三にわたり生徒本人を呼んで書類を提出するようお願いをしたが、それでも書類の提出がないため、最終的に支給ができないことを文書にて生徒を通じて保護者に通達した。
7. 栃木E校：未申請の方全員に、提出の失念かどうか確認したところ、2名の方が申請を拒否された。
8. 栃木F校：就学支援金非課税世帯該当者について、申請を勧めても締切期限までに申請書の提出がなく、確認の連絡を取ったが、申請しないとの申し出があった（父子家庭）。
9. 千葉N校：奨学給付金の未申請について、何らかの理由で申請できない世帯については、希望のとおり申請はしない。本校の場合18人中1人が奨学給付金を辞退しました。
10. 東京B校：7月末の申請に間に合いそうもないケースがあり、該当県庁の担当者に問い合わせ、申請締切を延長してもらった。
11. 東京C校：申請書Iを4月に提出したが、7月にそれ以降の書類を提出しなかった人に確認の連絡をする必要があったが、収入証明を出すのを知り辞退したケースがあった。また何かの拍子に

クラスの人に知られるのがいやということで辞退するケースもあった。

12. 新潟A校：保護者が勤務していた会社が倒産し、給与について申請していなかったため、課税証明書が発行されない事例がありました。→未申請で時々保護者との連絡相談をしている状況。
13. 滋賀A校：保護者が1人の場合、その理由（例：離婚・死別）と、それが起こった時期を記入することになっているが、未記入の場合、保護者に理由を尋ねよとの県の指導で、これはいろいろ複雑なものを抱えている保護者もいて、学校の職員が保護者のプライバシーに立ち入ることになり、それなら申請を取り下げますといわれる保護者もいて、ここまでしなければならぬのかいかなものかと思う。今回、この結論は、学校が詳しく話をして結局申請されることになった。しかし、一方の奨学給付金のほうでも、生徒の兄姉にあたる就職・進学のことには立ち入ることを拒否される保護者がいて、こちらのほうは最後まで申請をされなかった。
14. 滋賀C校：未申請、辞退に対しては、就学支援金辞退届を出していただきました。
15. 京都B校：たまたま昨年度は不動産売却の損益が出たため、非課税となっただけなので、奨学のための給付金は申請しませんという家庭が1件ありました。
16. 大阪A校：奨学のための給付金は1名申請できなかったのですが、大阪府は周知の徹底がされていなかったとして、申請期間が延長になり間に合いました。
17. 兵庫C校：離婚等親権者の移動把握が大変です。ご家庭から届けがあった時点で制度にのっとり県と連絡を取りながら事務処理をしています。プライバシーにも関わり取りが難しい場合もありますが、できる限りご家庭の権利を守るよう処理していますが、義務も守ってほしいものです。
18. 岡山A校：再三にわたる申請の催促をしてもなお申請しない家庭への、学校の対応は特にない。
19. 岡山B校：所得制限に関わる方、申請をされない方に、独自の確認票を提出いただき、申請をされない確認をしました。
20. 広島E校：未申請者は1名だが、その理由はわからず、「申請はいいです」と学校に架電されただけである。
21. 香川A校：奨学給付金の未申請については、保護者に制度の説明確認をおこなったが、それでも未申請はあった。
22. 福岡A校：経済的に余裕はない母子家庭の母親が、仕事を休んでまで提出書類を役所に取りに行くことができないとあって、申請しなかった。
23. 福岡D校：申請されない場合は保護者より辞退届を出してもらっている。

4. 制度の問題点について（まとめ）

（1）制度が複雑で、学校の負担が大きいことなど

①保護者にとって複雑な制度であり、理解するのが困難な点が多い。まして所得をふやすためにパートを掛け持ちし、夜遅くまで残業している世帯の保護者にとって、書類を熟読し、申請書を記入し、必要書類を準備するのは相当の困難を伴うものと思われる。電話では問題が解決せず、学校にご足労願っての記入、提出など保護者も学校も大変な苦勞をして受給に至る制度になっている。申請・受給のハードルを上げ、結果的に「辞退届」の提出に至るなど、保護者にとっては受給者をふるいおとしているのかのようにまですつる制度になっている。手続きを簡略化してほし

いというのは最大の要望である。

- ②東京都の場合「東京都就学支援金センター」、愛知県の場合「愛知県私学振興事業財団」に書類が集約され、審査され、給付が決定されるのに、他の道府県では、各学校が提出書類の審査をし、完成させて道府県の担当部局に送ることになっており、学校事務の複雑で煩雑な面をつくっていること。公立高校の場合、申請家庭（910万円未満）の書類を審査し、該当世帯か非該当世帯かの区別でいいが、私学の場合、2.5倍、2倍、1.5倍、1倍、ゼロ（非該当世帯）の5分類をしなければならず事務作業が膨大になる。加えて、従来の制度で申請・給付される2～3年生の申請・給付事務も同時並行でおこなっており、一人で1200人の申請を受け付けたという事例まであった。かと言ってこのために事務職員を増やすことや、プライバシーにかかわる家庭の秘密事項を扱うためにパート職員や、ましてや「代行」などに依頼することで学校の信用問題に発展する可能性もあり、「過労死するかもしれない」という叫びは現実的な声である。

こうしたなか、多くの学校・県で全体としてスムーズな事務手続きが進行しているのは、担当する事務職員と担当する県職員の献身的で身を切る努力によって支えられ今日まで来ているのであり、来年度に向けての作業量軽減にむけた制度改善は最低限必要である。

- ③「就学支援金制度」、「自治体の減免制度」、「奨学給付金制度」の案内、申請文書、申請時期、給付時期などが自治体によってまちまちであり、1冊のパンフレットに3制度がまとめられて案内されている自治体、就学支援金と自治体減免制度を一体化してこれに奨学給付金の案内を別刷りで案内している自治体、3制度とも別々のパンフレットで案内している自治体、自治体からはデータで各学校に送り付け、各学校で印刷して配布している自治体、自治体ではなく私学協会や中高協会が保護者向けの案内を出している自治体など様々であり、統一性が保たれていない。また、締切日も違っており、県を越えて兄弟姉妹が学んでいる場合など保護者にとって大変難しい制度となってしまった。

こうしたなかで、結果的に申請辞退に追い込まれる保護者が出るなどの問題点が鮮明になった。

- ④減額徴収するか、還付にするか判断が学校に任されていること。還付の場合、学納金を納入しなければならず、滞納していると督促状や電話がかかってくる。保護者としては給付額が決定し次第、一日も早く代理受給し、学費に置き換えてほしいと思っているはずである。
- ⑤東京都の場合、申請は「申請Ⅰ」が4月、「申請Ⅱ」が6・7月であるが、給付はともに11月になっている。学校の財務に支障を来たす場合は私学財団からの無利子の短期融資ができるということだが、多くの自治体では4～6月の授業料補助は夏前に給付され、授業料に充当されていることを考えると、東京都の場合も給付額は決定し次第、学校の口座に振込むべきである。また、就学支援金と奨学給付金は「東京都私学就学支援金センター」、都の授業料助成は「東京都私学財団」と窓口を分けているが、二つの事務局ではなく、一つにして申請、給付を一本化すべきである。

（2）初年度から自治体間の格差が生じてしまった奨学給付金

- ①自治体の事業であるので各自治体によって名称（事業名）に違いが出てくるのは理解でき、多くが「給付金」という語句が入り、貸与ではなく、給付制度であることを事業名に入れているが、なかには「教育費負担軽減奨学金」（石川県）があり、保護者の理解がしにくい県もある。
- ②申請時期が「7月～」が多いが、中には東京都や埼玉県のように「9月以降」、静岡県のように「7

月～12月」の自治体もあり、統一性が保たれていない。

- ③自治体の担当部署が私学行政を取り扱う「総務部学事課」「私学振興課」「学術文書課」ではなく、公立高校の行政担当である「高校教育課」（宮城・福島）のような自治体もあり、日常連絡を取りあう関係ではない部署のほうが事務手続きはスムーズにおこなえるものと思われる。
- ④神奈川県では生活保護世帯の生徒が奨学給付金を受給するためには修学旅行への参加が必須になっており、校長名での「修学旅行参加証明書」が必要になる。首都圏の東京都、埼玉県、千葉県ではそうした書類の提出は要求されていない。国の説明でも52,600円は「修学旅行費相当額」とあり、参加を前提としたものではない。
- ⑤各自治体で説明会は開くが、「近隣自治体の説明はそれぞれに聞いてください」という自治体が多く、首都圏、中京圏、近畿圏では制度の違いを理解し、保護者に説明するのに多くの時間を必要とし、保護者も自治体間の違いを理解するのに苦労した。

（４）私立高校生家庭のプライバシーが守られているのかということなど

- ①「課税・非課税証明書」「生活保護受給証明書」「保護者が一人である理由」など極めて高いプライバシーの保持にかかわる問題であり、こうしたことを学校事務が取り扱うことでの極度の緊張感が生まれることとともに、それへの対策が各学校に任されていることの問題点。
- ②外国人の保護者には就学支援金、奨学給付金ともに理解が難しく、外国人向けの適当な説明書が必要である。
- ③制度が複雑で煩雑なため、「手続きを代行します」という電話が学校にかかってくるなど、家族のプライバシーに関わる申込書を第三者に関わる可能性がある。

5. 制度の改善点について

- （１）就学支援金の所得制限を撤廃し、一律支給を復活させること。
- （２）就学支援金制度と自治体減免制度を一体のものとし、案内、申請、給付を一本にし、授業料の減免・還付が速やかに行えるようにすること。そのために以下の点で制度改正をすること。

- ① 課税（非課税）証明書、または生活保護受給証明書の提出でデータを自治体が共有し、就学支援金も奨学給付金も申請を自治体が一元管理できるようにすること。そのためには、課税額を国の基準である「区市町村税均等割額」に統一すること。
- ② 就学支援金加算分は前年度の課税証明書が提出される6月を待って申請し、年度末の還付ではなく、年度途中からでも減免された金額での授業料の振込ができるように、出来るだけ早く一律分（月額9,900円）の決定手続きを優先させること。
- ③ 多くの自治体で学校ごとに作成している保護者あての文書を、自治体で統一したものを作成し保護者に案内すること。
- ④ 申請漏れへの対応として、いつ申請しても4月に遡及して給付が受けられるようにすること。

(3) 私立高校での学校事務手続きを軽減するために以下の方法を講ずること

- ① すべての都道府県で「就学支援金センター」（東京都）、「私学振興事業財団」（愛知県）などを設置し、書類のチェック、判断等を自治体業務にし、学校事務の仕事量を軽減させること。
- ② 代理受給した就学支援金を還付する際、これにかかる経費は学校持ちであり、対象生徒の多い学校では学校会計からの支出が多額になる。申請・給付生徒の多い学校には実費加算をすること。
- ③ 各自治体から学校への説明会の開催日程を、新入生オリエンテーションなどの日程との関係で余裕を持っておこない、新入生父母への周知徹底に留意すること。

2. 奨学給付金制度の改善に向けて以下の点での改善をすすめること

- ① 現行制度で「保護者が1人である」場合の「必須」となっている「理由」欄の記入（必須）は明らかにプライバシーに関わる問題ある調査であり、直ちにこの項目は廃止すること。
- ② 生活保護世帯への奨学給付金の支給条件に「修学旅行への参加」がある県とない県とがある状況を改善し、参加を条件としない奨学給付金制度とすること。
- ③ 住民税非課税・均等割世帯への奨学給付金については、兄弟の有無に関わらず138,000円が給付されるよう改善すること。
- ④ 現状では在学証明書が指定の用紙になっており、窓口に来て戸惑う保護者が多いことを考えると、学校独自の在学証明書で申請できるようにすること。
- ⑤ 今年度の制度では、申請までは学校経由であるが、給付決定者・給付内容の連絡は学校にない制度を改め、学校に連絡をすることで、学費の滞納を防ぐことにつなげること。
- ⑥ すべての自治体の事業名に「奨学のための給付金」を入れ、給付制度であることを前面に押し出し、自治体の担当部署も私学行政に関わる部署とし、申請時期、給付時期をほぼ同一にするなどの統一感を持たせること。

以上の改善点については、本日（11月19日）文部科学省修学支援室に申し入れを行いました。

6. 団体の紹介と連絡先

全国私立学校教職員組合連合（略称 全国私教連）

中央執行委員長 永島民男（えいじまたみお）

加盟組織：全国41都道府県の私立高校590組合を中心に幼稚園、小学校、中学校、
専門各種学校に加盟組合を持ち、組合員数2万人。

同 事務・現業職員全国連絡会（全国私教連の専門部）

代表世話人 石井恵子（いしいけいこ）

連絡先TEL： 03-3264-8011 FAX： 03-3264-8015

担当：永島（えいじま）090-2530-8024

以上